

# 会社法案の概略

## ～ 株式、新株予約権、社債

制度調査部  
堀内勇世

会社法案の概略シリーズ4 ～ 株式会社編

### 【要約】

「会社法案」は、今年3月22日国会に提出され、5月17日に衆議院を通過した。

衆議院を通過するにあたり、「会社法案」は修正された。

ここでは、株式・新株予約権・新株予約権付社債・社債に関する改正の概略について説明する。

## ．株式・新株予約権・新株予約権付社債関係

### 1．株式の譲渡制限

譲渡による株式の取得につき会社の承認が必要とする場合、つまり、いわゆる株式の譲渡制限につき、会社法案では、例えば、図表1のような改正が行われている。

図表1 株式の譲渡制限の項目における主な改正点

項目	概要	会社法案の参照条文
種類や、譲渡事例ごとの譲渡制限	一部の種類の株式の譲渡のみに承認を必要とすることも可 また、例えば、株主間の譲渡は承認不要とすることを可能	2条 107条 108条
株主に相続等があった場合	譲渡制限株式（譲渡制限の定めがある株式）の場合、会社は、 定款の規定等の一定の要件をみたせば、相続人等に売り渡せと請求できる（なお、相続等による場合、会社の承認は不要）	174条以下
承認機関	承認機関は、原則、株主総会（ただし取締役会を設置する会社 にあっては、取締役会）。なお定款で別段の定め可能	139条

（出所）大和総研制度調査部作成

### 2．自己株式の取得方法等

現行商法210条、211条の3第1項2号の自己株式の取得方法は、会社法案でも原則維持されている。ただし、図表2のように「取得の仕方」が増えている。



図表2 会社法案の主な自己株式の取得方法

取得枠の決議機関	取得の仕方	会社法案の参照条文
<b>株主総会</b> 普通決議(原則) 定時株主総会に 限定されない	市場取引 証取法上の公開買付け 実際の取得の段階で、株主に通知または公告をなして応募してもらう方法(次のa、bに分かれる) a. 特に株主を限定しない方法 b. 決議の段階で売主となりうる株主を限定・特定する方法(次のア、イに分かれる) bの場合、一定の要件を加えた「特別決議」が必要 ア) 市場価格ある株式を市場価格以下で取得する場合 イ) その他 対象外とされた株主に、自分も売主に加えることを請求する権利が決議の段階で発生(イのみ)	156 ~ 161 条
<b>取締役会</b> 定款規定による	会社法案 165 条の場合 上記 会社法案 459 条の場合(注) 上記 に加え、上記 a	165 条 459 条

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) 定款で配当や自己株式取得の権限を取締役に授権した場合であるが、このように解釈することになると思われる。

なお、自己株式の処分については、国会に提出された当初の会社法案では、一定の場合に市場売却を認める規定が存在した。しかし、衆議院で修正され、その規定は削除された(注1)。

(注1) この点については、次のレポート参照。

・「会社法案の概略 ~ 審議、修正等の経過」(堀内勇世、2005.5.27 作成)

### 3 . 取得請求権付株式、取得条項付株式

会社法案では、「取得請求権付株式」、「取得条項付株式」という耳慣れない用語、概念が規定されている(会社法案2条)。これらの用語の定義は、次のようになっている。

<b>取得請求権付株式</b>	株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式
<b>取得条項付株式</b>	株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、当該株式会社がある一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式

取得請求権付株式や取得条項付株式において、請求による取得や条件成就による取得が行われる際

の取得の対価としては、金銭以外にも、その会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債なども可能とされている（会社法案 107 条、108 条）。

少々見方を変えると、取得請求権付株式は、現行商法の転換予約権付株式や株式の請求により償還する株式などを一つの概念に整理しなおしたものと見える（例えば、現行の転換予約権付株式は、取得請求権付株式で対価をその会社の株式とした場合に相当する）。

また取得条項付株式は、現行商法の強制転換条項付株式や株主の意向によらず償還する株式などを一つの概念に整理しなおしたものと見える（例えば、現行の強制転換条項付株式は、取得条項付株式で対価をその会社の株式とした場合に相当する）。

## 4 . 新株予約権、新株予約権付社債

会社法案では、新株予約権、新株予約権付社債についても、多くの改正が行われている。

例えば、前述の取得条項付株式に似た仕組みである「取得条項付新株予約権」という仕組みが作られている。これは、一定の事由が生じたことを条件としてその会社が当該新株予約権を取得することができる新株予約権のことである（会社法案 236 条、273 条）。

このときの取得の対価としては、金銭以外にも、その会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債なども可能とされている（会社法案 236 条）。

これにより、その会社の株式を対価とすることで、強制的に株式に転換される新株予約権も可能となる。

また、いわゆる強制転換条項付新株予約権付社債も可能となると考えられる(会社法案 275 条参照)。

## 5 . 株式・新株予約権・新株予約権付社債の項目のその他の改正

株式・新株予約権・新株予約権付社債の項目については、前記以外にも、図表 3 のような改正がある。

**図表 3 株式・新株予約権・新株予約権付社債の項目のその他の改正**

端株制度の廃止（整備法案 86 条参照）

子会社が親会社株式を保有することは原則として禁止であるが、組織再編の際に子会社が一時的に親会社株式を取得できる（会社法案 135 条、800 条）

など

（出所）大和総研制度調査部作成

## ・社債関係

社債関係の項目においては、例えば、図表4のような改正が行われている

**図表4 社債の項目における主な改正点**

打切発行の原則化（会社法案 676 条 11 号）

「社債管理者」（現行法の「社債管理会社」）にかかる規定の整備

例) ・社債管理者が設置される場合、社債権者への催告の受領は社債管理者が行うとした上で、異議は社債権者集会の決議なく社債管理者が申し述べられる(会社法案 740 条 2 項・3 項)。

社債権者集会にかかる規定の整備

例) ・法定決議事項以外の事項を決議する際の裁判所の許可の制度の廃止（会社法案 716 条）

・社債権者集会の特別決議の成立要件の変更（定足数は廃止）（会社法案 724 条）

（出所）大和総研制度調査部作成